仙台市家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型事業実施要綱

（平成２７年３月３１日子供未来局長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業及び同条第１０項に規定する小規模保育事業（仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月８日仙台市条例第４４号。以下「設備条例」という。）第１５条に規定する小規模保育事業Ｃ型（以下「小規模保育事業」という。）に限る。）の実施について、法、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号。以下「法施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「法施行規則」という。）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「支援法施行令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「支援法施行規則」という。）、設備条例、仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年６月２６日仙台市条例第３１号。以下「運営条例」という。）及び仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則（平成２７年３月３１日仙台市規則６５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法、法施行令、法施行規則、支援法、支援法施行令、支援法施行規則、設備条例、運営条例及び規則（以下「法等」という。）において使用する用語の例による。

（認可協議）

第３条　法第３４条の１５第２項に規定する認可の申請（以下「認可申請」という。）を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、認可申請を行う前に、市長が定める方法により、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型設置事前協議書兼家庭的保育者認定申請書（以下「協議書」という。）（様式１－１）に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する協議書が提出された場合には、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、法等に規定する要件等（以下「認可基準」という。）の適合状況について調査するものとする。

３　市長は、前項に規定する調査のほか、協議者が申請する家庭的保育者の認定を受けようとする者に対して、別に定める選考試験を実施するものとする。

４　市長は、前項に規定する選考試験の結果について、選考試験結果通知書（様式１－２又は様式１－３）により通知するものとする。また、選考試験に合格した者を「認

定候補者」とする。

５　市長は、第２項に規定する調査の結果及び第３項に規定する選考試験の結果をもとに、認可の見込みについて協議者に対し家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型設置事前協議結果通知書（様式１－４）により通知するものとする。

（家庭的保育者の認定）

第４条　認定候補者は、市長が指定する方法により、第６条に規定する研修を受講するものとする。

２　市長は、規則第８条第２項により研修の修了を認めた認定候補者を、同条同項に基づき、仙台市家庭的保育者認定証（様式２）により認定するものとする。

（家庭的保育補助者）

第５条　家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を経営する者（以下「設置者」という。）は、家庭的保育補助者を採用しようとするときは、家庭的保育補助者として採用しようとする者（以下「保育補助候補者」という。）に対し、設備条例第１４条第３項に規定する研修を受講させるものとする。

２　市長は、保育補助候補者が研修を修了したことを認める場合、研修修了書を保育補助候補者あて通知するものとする。

３　前項の規定によらず、設備条例第１４条第３項に規定する研修を市長が指定する都道府県知事その他の機関（以下「実施機関」という。）が実施する場合は、市が発行する研修修了証に代えて、実施機関が研修の修了を証明する書面を発行するものとする。

（研修）

第６条　設備条例第１４条第２項に規定する研修は、子育て支援員研修及び認定研修とし、その内容については別表１－１、１－２のとおりとする。なお、平成２７年度まで実施していた家庭的保育者基礎研修修了者も前述の研修を修了したものとする。

２　前項に規定する研修のほか、既存の家庭的保育事業所及び小規模保育事業Ｃ型事業所において各１日実習を行うものとする。

３　設備条例第１４条第３項に規定する研修は、第１項の子育て支援員研修及び家庭的保育者基礎研修とする。

（認可申請）

第７条　規則第１６条第１項に規定する家庭的保育事業等認可申請書は様式３－１とする。

２　認可申請及び次項に規定する通知は、市長が定める期日により行うものとする。

３　市長は、認可申請があった場合には審査を行い、認可する場合には認可通知書（様式３－２）を、認可しない場合には認可申請却下通知書（様式３－３）を認可の申請をした者へ通知するものとする。

（社会福祉法人又は学校法人以外の者が家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の認可を

受けようとする場合の要件）

第８条　法第３４条の１５第３項第１号に規定する経済的基礎は次の各号に規定する要件とする。

⑴ 設置者が家庭的保育事業又は小規模保育事業Ｃ型の経営に必要な１会計年度の経費の１２分の１以上に相当する資産を、安全かつ容易に換金できる普通預金、当座預金等により有していること。

⑵ 設置者の財務内容が適正であり、家庭的保育事業又は小規模保育事業Ｃ型を経営することに支障をきたす恐れがないこと。

⑶ 設置者が他の事業を行っている場合には、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型以外の事業を含む設置者の全体の決算において、規則第１６条第１項の規定による認可の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の直近の３会計年度において連続し損失を計上していないこと。

⑷ 家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を賃貸借物件で行おうとする場合には、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、貸主が家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を実施することに承諾し、安定的に保育事業を行うことができる賃貸借契約となっていること。

２　法第３４条の１５第３項第２号に規定する社会的信望は次の各号に規定する要件とする。

⑴ 暴力団と関係を有していないこと

⑵ 保育事業において改善勧告を受けたことがある場合は、改善が行われたと認められており、かつ改善勧告を受けた日の属する年度から５年間に達する日の属する年度を経過していること。

⑶ 設置者が個人の場合にあっては、本市の個人の市民税（地方税法第３１９条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税を滞納していないこと。設置者が個人以外の場合にあっては、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和４０年仙台市条例１号）第２２条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動者税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。なお、市税の納付状況は、市長が設置者の同意に基づいて調査することによって確認するものとする。ただし設置者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前３０日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合にはこの限りではない。

⑷ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと

３　法第３４条の１５第３項第３号に規定する要件は、家庭的保育者を配置できることとする。

（認可事項の変更）

第９条　設置者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、次に掲げる事項の区分に応じ、変更予定日（第３号については工事着手予定日）の原則として３か月前までに、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型認可事項変更協議書（様式４－１）を市長に提出するものとする。

(1) 名称

(2) 設置者が法人である場合にその法人格を有することを証する書類

(3) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

(4) 設備条例が引用する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年４月厚生労働省令第６１号。以下「設備省令」という。）第１８条に規定する重要事項（同条第３号に掲げるものを除く）

(5) 設置者が法人である場合にはその代表者

(6) 前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　市長は、前項各号に規定する協議書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、協議結果を家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型認可事項変更協議結果通知書（様式４－２）により設置者に対し通知するものとする。

３　設置者は、前項の規定による協議の結果、認可事項の変更をする場合は、規則第１６条第２項に規程する家庭的保育事業等認可事項変更届出書（様式４－３）により市長へ届け出るものとする。

（家庭的保育者の変更）

第１０条　設置者（設置者と家庭的保育者が別の者である場合に限る）は、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型に配置する家庭的保育者を変更しようとする場合は、原則として変更予定日の属する年度の前年度の４月末日までに、家庭的保育者変更協議書（様式５－１）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する協議書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、変更が必要と認められるときには協議結果を家庭的保育者変更協議結果通知書（様式５－２）により設置者に対し通知するものとする。

３　設置者は、前項の規定による協議の結果、家庭的保育者を変更する場合は、市長が定める方法により、変更後に家庭的保育者の認定を受けようとする者にかかる家庭的保育者認定申請書（様式５－３）を市長あて提出するものとする。

４　市長は、前項の申請にかかる家庭的保育者の認定を受けようとする者の認定は、第３条第３項から第４項及び第４条の規定に準じて行うものとする。

（家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を行う場所の変更手続き）

第１１条　設置者は、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を行う場所（以下「認可事業所」という。）を変更しようとする場合、当該変更計画が入所児童の保護者に承認され、入所児童が引き続き通所可能で、保育水準が引き続き確保若しくは上回ること

ができる計画等であると市長が認める場合は、認可事業所を変更することができる。
２　前項の変更をしようとする設置者は、変更予定日の６ヶ月前までに、第３条第１項の規定による協議書（市長が指定する内容に限る）を提出しなければならない。
３　市長は、前項各号に規定する協議書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、協議結果を家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型事業所変更協議結果通知書（様式６）により設置者に対し通知するものとする。
４　前項に規定する認可事業所変更の承認に基づき認可事業所を変更する場合は、規則第１６条第２項に規程する家庭的保育事業等認可事項変更届出書（様式４－３）により市長へ届け出るものとする。

（廃止又は休止）

第１２条　設置者は、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を廃止又は休止しようとする場合は、原則として廃止又は休止しようとする日の８か月以上前までに家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型廃止・休止事前協議書（様式７－１）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項に規定する事前協議書が提出された場合は、必要に応じて事前聴取及び実地調査等を行い、法施行規則第３６条の３７第１項に規定するものについて審査し、事前協議の結果を設置者に通知するものとする。
３　設置者は、前項に規定する協議の結果、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止しようとする日の１か月以上前までに、家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書（様式７－２）を市長に提出するものとする。
４　市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、施設の廃止又は休止について、必要に応じて事情聴取及び実地調査等の協議及び審査を行い、その結果について家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型廃止・休止審査結果通知書（様式７－３）により設置者に対し通知するものとする。
５　設置者は、休止した家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の運営を再開しようとする場合（次項による場合を除く）は、再開しようとする日の３か月以上前まで（休止期間が３か月未満の場合は、前項に規定する通知書の定める期限まで）に、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型再開承認申請書（様式７－４）を市長に提出しなければならない。
６　設置者は、再開にあたって認可事項に変更が生じる場合は、市長が指定する手続きを行わなければならない。
７　家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を廃止する場合の財産処分については別に定める。

（命令・認可の取消し）

第１３条　市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じることができる。

(1) 保育の実施につき重大な過失があったとき
(2) 施設設備等が設備条例及び規則に定める基準に適合しなくなったとき
(3) 虚偽の請求その他の不正の事実が判明したとき
(4) 第２９条第７項に規定する改善勧告がなされたにも関わらず、その事項の改善がなされないとき
(5) 前各号に掲げるもののほか、法等若しくは法等に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したと認められるとき

２　市長は、設置者が前項に規定する命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができる。その際、設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適性を期し難いと認める場合には、当該設置者にかかる家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の認可を取り消すことができる。

３　前項の規定にかかわらず、設置者の違反が乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合には、市長は、事業の停止や認可の取り消しを速やかに行うものとする。

（連携施設）

第１４条　市長は保育所の中から、代行保育所及び連携保育所を、連携施設として指定するものとする。

２　代行保育所は以下に掲げる業務を、連携保育所は以下に掲げる業務のうち第１号から第４号に掲げる業務を行う。

(1) 家庭的保育者の保育の状況把握に努め、必要に応じて相談、援助並びに指導を行うこと
(2) 子育てに関する情報を提供し、保育所の園庭開放や行事に招くなどして交流に努めること
(3) 保育実施場所訪問時の記録、代行保育所においては代行保育時の記録等の整備を行うこと
(4) 家庭的保育者認定に係る認定研修、子育て支援員研修等の保育所実習の受け入れを行うこと
(5) 緊急時における連絡体制を整備すること
(6) 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わって保育を行うこと

３　設置者は、代行保育所及び連携保育所以外に、設備条例が引用する設備省令第６条各号に掲げる連携施設の設定、変更または解除を行う場合には、効力の発生を予定している日から１ヶ月前までに、必要書類を市長へ提出するものとする。

４　市長は前２項に規定する協議書が提出された場合には、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、連携の設定、変更または解除の内容について審査し、その結果について書面により設置者へ通知するものとする。

５　設置者は、前項の審査の結果、連携施設の設定を行おうとする場合には、市長が指定する日までに、市長へ書面により届け出るものとする。

（代行保育）

第１５条　設置者は、認可事業所の開所日において、家庭的保育者が次の各号に掲げる場合に、代行保育所において代替保育の提供を受けさせることができる。

⑴　４月から翌年３月までの間に家庭的保育者が必要とする７日以内の日

⑵　市長が認める研修に参加するとき

⑶　家庭的保育者の結婚、忌引及び祭日に必要な日（職員の特別休暇に関する規則（平成７年３月３１日仙台市規則第４０号）の例による）

２　前項の規定にかかわらず、当該家庭的保育者の家庭的保育補助者（以下「補助者」という。）で、かつ保育士資格のある補助者が他の補助者と協力して保育できる場合（小規模保育事業Ｃ型においては、複数の家庭的保育者のうちいずれか１人の家庭的保育者と保育士資格のない補助者が保育できる場合を含む）は、設置者の申請により、市長が必要と認める日数に限り、当該保育場所において利用乳幼児の代替保育を行うことができる。

（土曜日等の共同保育）

第１５条の２　設置者は、利用者が少ない土曜日及びお盆期間（8 月 13 日から 8 月 16 日まで）（以下「土曜日等」という。）に、他の保育施設等において共同保育を実施しようとする場合には、実施を予定している日から１か月前までに、土曜日等の共同保育実施事前協議書（様式８－１）に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する協議書が提出された場合には、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、共同保育の内容について審査し、土曜日等の共同保育実施事前協議結果通知書（様式８－２）により、設置者へ通知するものとする。

３　設置者は、前項の審査の結果、土曜日等の共同保育を行おうとする場合には、市長が指定する日までに、土曜日等の共同保育実施届出書（様式８－３）を市長へ提出するものとする。

４　設置者は、土曜日等の共同保育を廃止しようとする場合は、原則として廃止しようとする日の３か月以上前までに土曜日等の共同保育の廃止協議書（様式８－４）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項に規定する協議書が提出された場合は、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、共同保育の廃止について審査し、土曜日等の共同保育の廃止協議結果通知書（様式８－５）により、設置者に通知するものとする。

（掲示）

第１６条　設置者は、運営条例が引用する運営省令第５０条が準用する第２３条の掲示物を別紙１により定め掲示するものとする。

（内容及び手続の説明）

第１７条　設置者は、運営条例が引用する運営省令第５０条が準用する第３８条に規定する文書は別紙２により行うものとする。

（記録の整備）

第１８条　運営条例が引用する運営省令第４９条第１項に規定する職員、設備及び会計に関する諸記録は次に掲げるものをいう。

⑴ 職員に関すること

ア　職員名簿（別紙３）

イ　職員全員の履歴書、雇用契約書又は雇用通知書

ウ　保育士の資格証明書の写し

エ　保健師、助産師又は看護師、栄養士の各免許証の写し

オ　家庭的保育補助者の研修修了証及び誓約書の写し

カ　職員全員の健康診断記録簿及び検便実施記録簿

キ　出勤簿

⑵ 設備に関すること

ア　認可施設の平面図（保育有効面積を記載したもの）

イ　認可事業所が賃貸借の場合には賃貸借契約書

⑶ 会計に関すること

ア　利用契約書

イ　保育料納入台帳

ウ　人件費支出台帳

エ　金銭出納簿

オ　前年度末までの実績報告書

２　同条第２項第１号に規定する保育の提供にあたっての計画とは次の各号に掲げるものをいう。

ア　保育の計画

イ　保育日課

ウ　献立表

エ　避難訓練等実施計画書

オ　非常災害対策計画

カ　緊急時の連絡表

キ　安全管理マニュアル

ク　衛生管理マニュアル

ケ　園外保育マニュアル

コ　虐待防止マニュアル

サ　保育施設における産休明け保育マニュアル

シ　保育所防災マニュアル

３　同項第２号に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録とは次の各号に掲げるものとをいう。

ア　入所児童一覧（別紙４）

イ　利用乳幼児健康状態等調書

ウ　利用乳幼児出席簿

エ　利用乳幼児送迎表

オ　保育日誌

カ　健康管理カード綴り簿

キ　避難訓練等実施記録書

４　同項第３号に規定する市長への通知に係る記録は支給認定保護者に関する通知書（別紙５）により行うものとする。

５　同項第４号に規定する苦情の内容等の記録は苦情受付簿（別紙６）により行うものとする。

６　同項第５号に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は事故記録簿（別紙７）により行うものとする。

（利用乳幼児の健康診断）

第１９条　設備条例が引用する設備省令第１７条第１項から第３項に規定する保育乳幼児の健康診断の実施は、次のとおりとする。

(1) 家庭的保育者は健康診断の実施に支障が出ないよう、医師に対し、保育乳幼児の健康に係る必要な情報を提供するものとする。

(2) 健康診断の受診結果は「健康管理カード」で管理するものとする。

(3) 受診する病院までの引率者は、家庭的保育者とその家庭的保育補助者とする。

(4) 移動はタクシー利用を原則とし、合理的かつ保育乳幼児を安全に送迎・移動できる場合は他の公共交通機関、あるいは、徒歩も可能とする。

(5) タクシー利用の場合は、保育乳幼児の人数等を考慮し、必要に応じて２台に分乗して差し支えないものとする。この場合においては、必ず１台につき１人以上の引率者が同乗するものとする。

（業務管理体制）

第２０条　支援法施行規則第４５条及び第４６条の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行うものとする。

（苦情解決）

第２１条　運営条例が引用する運営省令第５０条が準用する第３０条第１項に規定する苦情を受けつける窓口は家庭的保育者とする。

２　同条第２項に規定する苦情の内容等の記録は苦情受付書（別紙８）により行うものとする。

（選考）

第２２条　運営条例が引用する運営省令第３９条第２項に規定する選考は市が行う選考によるものとする。

（委託）

第２３条　設置者は、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を他社に委託してはならない。ただし、次に掲げる業務についてはこの限りではない。この場合、委託業務の内容や責任の所在等を明確にした契約書を締結しなくてはならない。

(1) 経理業務

(2) 労務管理業務

（家庭的保育支援者）

第２４条　市長は家庭的保育者の育児・保育に関する技術的な支援等を行うため次に掲げる業務を実施する家庭的保育支援者（以下「支援者」という。）を配置する。

(1) 家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の保育実施場所を訪問し、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと

(2) 家庭的保育者の認定及び保育の質の向上を目的とした研修を企画及び実施すること

(3) 家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の事業実施が円滑に図られるよう、代行保育所及び連携保育所と十分に連携をとること

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第２５条　運営条例が引用する運営省令第５０条が準用する第３２条第１項第１号に規定する指針は、本市が作成する「保育所における安全管理マニュアル」とし、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の特性に応じて適宜読み替えて運用するものとする。

２　設置者は、次の各号に掲げる事故の発生に際しては、運営条例が引用する運営省令第５０条が準用する第３２条第２項による市への連絡及び同条第３項に規定する記録を直ちに行うものとする。

(1) 死亡事故

(2) 治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む。）

(3) 食中毒

(4) その他重大な事案

３　設置者は、同条第４項に規定する損害賠償等へ対応するため、自らを被保険者として家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型に関する損害賠償責任保険（生産物賠償責任保険を含む）及び利用乳幼児を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

（会計）

第２６条　家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

２　設置者は、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を実施する認可事業所ごとに経理

区分を設け、設置者の種別に応じた会計基準により会計処理を行うものとする。

３　地域型保育給付費及び保育料等（以下「給付費等」という。）は、前項の経理区分における認可事業所の家庭的保育事業若しくは小規模保育事業Ｃ型の実施目的のために使用するものとする。

４　設置者は、収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し適正な管理を行わなければならない。

５　第３項の規定に関わらず、給付費等の使途の制限並びに剰余金の取扱いは別に定める。

（報告）

第２７条　設置者及び家庭的保育者は、市長が法等に定める基準等を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

２　設置者は毎会計年度終了後３か月以内に、経営する認可事業所ごとに、第１号に掲げる書類は全ての者が、第２号に掲げる書類は該当する者が、市長へ提出するものとする。

⑴　前会計年度における家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型実績報告書（別紙９－１①、９－１②）

⑵　前会計年度の借入金明細書（別紙９－２）、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書（別紙９－３）

（家庭的保育補助者等の異動）

第２８条　設置者は、設置者及び家庭的保育者を除く当該施設の職員に異動があった場合は、毎月初日（初日が閉庁日のときは次の開庁日）までに、市長に職員名簿（別紙３）を提出するものとする。

２　前項の異動により設備条例第１４条もしくは第２１条に規定する職員の配置基準に適合しなくなった場合には、当該状況について速やかに市へ報告すること。

（指導監査）

第２９条　市長は、認可事業所に対し、保育事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、年１回の定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施する。

２　設置者は、前項の指導監査を正当な理由がなく拒むことができないものとする。

３　第１項の指導監査は、入所児童等の処遇状況、職員の処遇状況、会計経理の状況等について、帳簿書類の内容その他必要な事項を調査することにより実施する。

４　市長は、第１項の指導監査の結果、改善を求める必要があると認める場合及び改善指導を行うものとする。

５　設置者は、改善指導を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

６　市長は、改善指導に係る改善状況を確認するものとする。

７　市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には改善勧告を行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、改善指導

を経ることなく改善勧告を行うことができる。

(1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

８　前項の改善勧告は、設置者に対し改善を必要とする事項を文書により通知し、当該事項に対する改善状況について期限を付して報告を求めることにより行うものとする。

９　設置者は、第７項の改善勧告を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

10　市長は、第８項の報告を受けた場合には、改善勧告に係る改善状況を確認しなければならない。同項の期限を経過して報告がない場合についても、同様とする。

（公表）

第３０条　市長は、設置者が第２５条第２項各号に掲げるいずれかの事故が発生した場合には、当該認可事業所の入所児童の保護者に対し当該状況について周知するものとし、必要に応じて公表するものとする。

（その他）

第３１条　この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。

２　この要綱の実施前に、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成２６年１２月１９日政令第四百四号）第３条に規定する準備行為として実施した事務は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２８年８月２２日改正）

この改正は、平成２８年８月２２日から実施する。

附　則（平成３０年７月１日改正）

この改正は、平成３０年７月１日から実施する。

附　則（令和元年７月１日改正）

この改正は、令和元年７月１日から実施する。

附　則（令和２年７月１日改正）

この改正は、令和２年７月１日から実施する。

附　則（令和３年１月２０日改正）

この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附　則（令和４年１１月１５日改正）

この改正は、令和４年１１月１５日から実施する。

附　則（令和５年３月１日改正）

この改正は、令和５年３月１日から実施し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月８日改正）

この改正は、令和６年３月８日から実施し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和７年３月２４日改正）

この改正は、令和７年３月２４日から実施し、令和７年４月１日から適用する。

別表１－１　子育て支援員研修（第６条関係）

		科目名	時間
基本研修		①子ども・子育て家庭の現状	１時間
		②子ども家庭福祉	１時間
		③子どもの発達	１時間
		④保育原理	１時間
		⑤対人援助の価値と倫理	１時間
		⑥児童虐待と社会的養護	１時間
		⑦子どもの障害	１時間
		⑧総合演習	１時間
専門研修（地域保育コース）	共通科目	①乳幼児の生活と遊び	１時間
		②乳幼児の発達と心理	１時間半
		③乳幼児の食事と栄養	１時間
		④小児保健Ⅰ	１時間
		⑤小児保健Ⅱ	１時間
		⑥心肺蘇生法	３時間
		⑦地域保育の環境整備	１時間
		⑧安全の確保とリスクマネジメント	１時間
		⑨保育者の職業倫理と配慮事項	１時間半
		⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2 歳児)	１時間半
		⑪グループ討議	１時間半
		⑫実施自治体の制度について（任意）	30 分
	選択科目	①地域型保育の概要	１時間
		②地域型保育の保育内容	２時間
		③地域型保育の運営	１時間
		④地域型保育における保護者への対応	１時間半
		⑤見学実習オリエンテーション	30 分
		⑥見学実習	２日

・家庭的保育者　　時間合計：21.5 時間＋2 日間

・家庭的保育補助者　時間合計：29.5 時間＋2 日間

別表１－２　認定研修（第６条関係）

科目名・時間	内　　容	時　間
子どもの家庭福祉 4 時間	仙台市の保育行政について	１時間半
	児童福祉法・子どもの権利条約	１時間
	現在の子育て事情	1 時間半
子どもの心身の発達と保育 8 時間	赤ちゃんとあそぼう	2 時間
	0 歳児の発達段階と保育のポイント	2 時間
	1・2 歳児の発達段階と保育のポイント	2 時間
	乳幼児の心の発達とは	2 時間
子どもの健康管理 8 時間	家庭的保育者・保育の保健衛生	2 時間
	乳幼児期に多い病気と対応	2 時間
	乳幼児期に多い怪我と対応	2 時間
	子育て支援から見える親子の姿	2 時間
子どもの栄養管理 6 時間	0・1・2 歳児の栄養指導（献立作成）	2 時間
	離乳食の意義・離乳食実習	3 時間
	アレルギー児対応	1 時間
子どもの安全と環境 8 時間	災害時の対応	2 時間
	子どもの保健と環境	2 時間
	乳幼児期の運動機能の発達と安全保育	2 時間
	保育制度と家庭的保育事業	2 時間
子どもの保育 6 時間	保育の基本及び内容と方法	2 時間
	家庭的保育者になるにあたって （書類等）	１時間
	オリエンテーション・レポート	1 時間
	保育とは(演習を含めて)	2 時間
保育実習Ⅰ	保育所実習Ⅰ	6 日間
保育実習Ⅱ	保育所実習Ⅱ	20 日間

保健師・助産師・看護師・幼稚園　　合計：40 時間＋6 日間

子育て経験者　　合計：40 時間＋26 日間